役員の住民票の写しの提出について【2017.06.27】

監理団体の許可申請や技能実習計画の認定申請に際し、申請者の役員全員の住民票の写しを提出して頂くことが原則ですが、監理事業又は技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(監理事業又は技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。機構様式参照。)の提出で代替可能であるという取扱いとします。ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は監理事業又は技能実習に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し等がなされることとなりますので御注意願います。また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合もあります。